

施設について



◎詳しくはセンターにお問い合わせください。

兵庫県立 神戸生活創造センター
 〒653-0042
 神戸市長田区二葉町5丁目1-32 新長田合同庁舎1階
 TEL：(078)647-9191
 FAX：(078)642-1051 ※毎月第3水曜休館
 (グループ登録に関するお問い合わせは9時～17時まで)

※利用施設、利用方法、登録については必要に応じて変更する場合があります。



グループ登録についてのご案内

施設の利用

神戸生活創造センターは、生活創造活動に主体的かつ、継続的に取り組むグループの 会議・打ち合わせなどの場所としてご利用していただけます。

生活創造活動とは…

県民一人ひとりが主体的に成熟社会にふさわしいライフスタイルの創造を目指し、「自分を高める」「暮らしを高める」「社会参加・ボランティア活動をする」などの真に豊かな社会の実現に向けた活動のこと。

利用施設	一般グループ	登録グループ
活動ブース (4ブース/定員：各10名)	×	○
印刷室 (実費のみ有料) ☆グループ活動に関わる印刷作業に利用できます	×	○
グループロッカー (1グループにつき1箇所)	×	○
チラシ情報ラック (グループの活動チラシ)	×	○
フリースペース (グループ優先スペースあり)	○	○
講座研修室 (2部屋/定員：各30名)	○	○
調理室 (1部屋/定員：24名)	○	○
スタジオ (2部屋/定員：利用内容により適正人数が異なります)	○	○
展示ギャラリー	○	○

グループ登録

◎グループ登録基準

☆グループ登録を申請するには、以下の要件をすべて満たしておく必要があります。

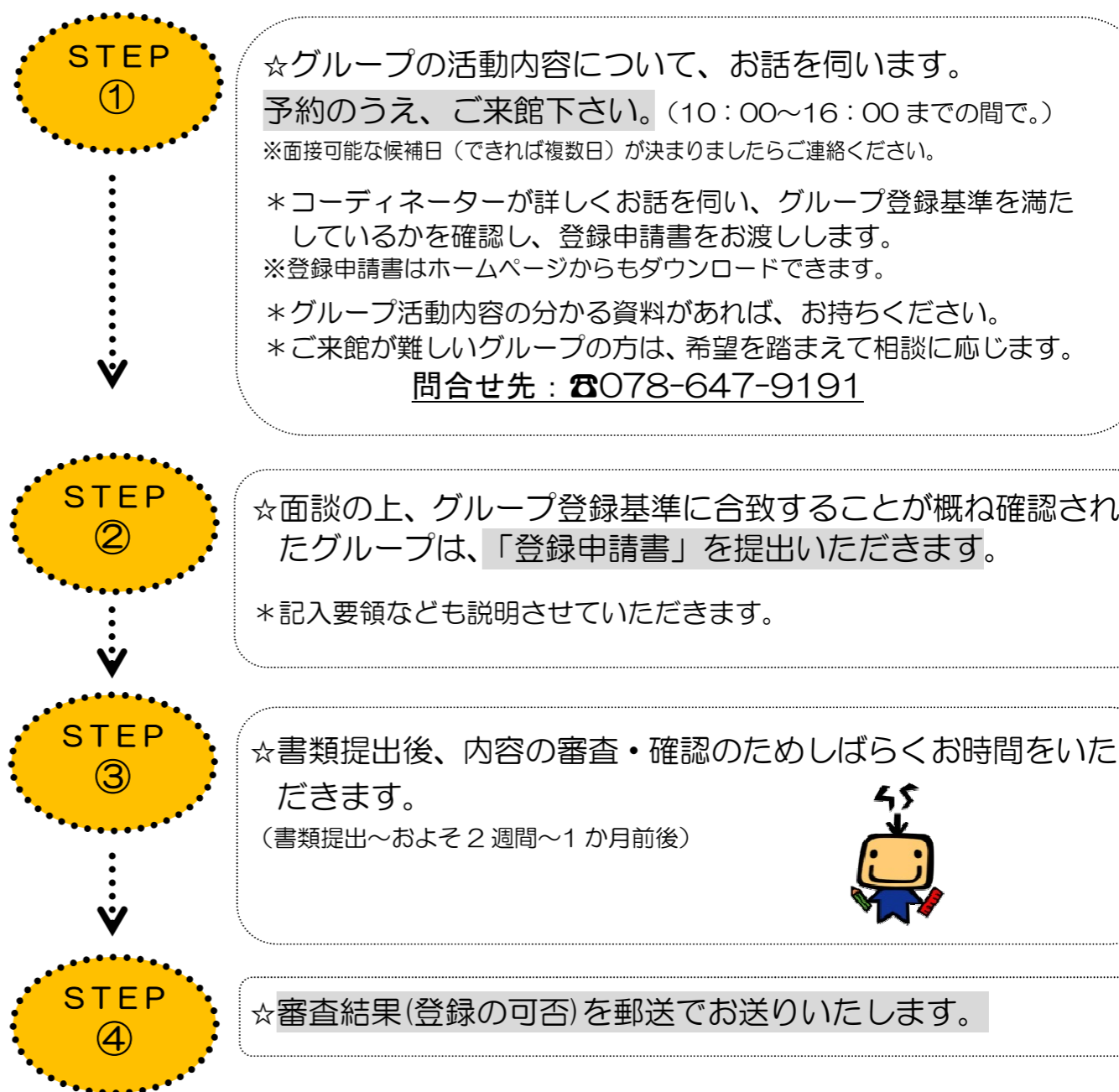
1. グループの活動実績が、**3か月程度以上**であること。
2. グループの会員数が、原則として**2名以上**であること。
3. 主たる活動場所が**神戸・阪神地域**であること。
4. **生活創造活動に主体的かつ継続的に取り組んでいるグループ**であること。
「芸術・文化」「健康・スポーツ」「福祉」「自然・環境」「児童・青少年」「国際理解・協力」「まちづくり」「消費生活」「男女共同参画」などの分野
5. センター施設内において、署名活動、選挙出陣式、選挙活動連絡調整拠点としての利用など、センターの政治的中立性に対する県民の信頼を損ねる活動をしなないこと。
6. センター施設内において、特定の宗教を支持し、教団への入信を働きかける活動をしなないこと。
7. センター施設内において、物品の販売、宣伝など、営利目的及びそれに類する活動をしなないこと。
8. グループ活動を通じた社会貢献を行っているなど、活動で得た成果を広く県民に還元している、または将来的に還元する予定があること。
9. 施設や設備の利用以外に、活動を行ううえでセンターに登録する明確な目的を有していること。

※特定の施設・設備の利用を目的とした登録申請は認められません。

☆登録グループには、毎年4月に一年間の「活動報告書」を提出していただきます。

※国、県、市、及び民間団体が運営する市民大学、高齢者大学等に属するグループは、卒業後に登録申請いただけます。
※18歳未満の方の登録には保護者の同意が必要となります。

◎グループ登録手続きについて



◎面談時に必要な書類

- **会員名簿**
(2名以上の住所・氏名・電話番号記載のもの)
※会員多数の場合は、役員名簿でもかまいません。
※確認後そのままお返しいたします。
- **グループ活動の内容がわかる資料【要提出】**
(リーフレット・会報・写真・イベントチラシなど…)

※取得した個人情報は、グループに関する確認・連絡が必要な場合に使用し、それ以外の目的には使用しません。